

平成23年 2月24日

お知らせ

減らそう！不法投棄、危険・迷惑行為！
河川敷利用マナー8箇条を策定しました！
川を利用するときは、安全で快適な利用を心がけましょう！

河川敷利用マナー8箇条

- ・ ゴミは持ち帰る（ポイ捨て、不法投棄など）
- ・ 迷惑になるような騒音（花火・大声等）を出さない
- ・ 自動車・バイクは、周辺道路への違法駐車及び堤防への乗り入れや駐車はしない
- ・ バーベキューは直火でしない
- ・ 犬の放し飼い、フンの放置はしない
- ・ ゴルフの練習は行わない
- ・ ラジコン飛行機等の使用をしない
- ・ 上記ほか、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしない

同時資料配付先

広島市政記者クラブ
広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所
住 所 広島市中区八丁堀3番20号
電 話 082-222-9247（占用調整課直通）

担当者 副 所 長 えぎ たつお 江木 辰夫

占用調整課長 いけだ ゆうじ 池田 祐治

【マナー策定の背景】

河川敷地は憩いの場として貴重な空間となっており、魚釣り、バーベキュー、散策、スポーツなど多種多様な利用が行われています。

これに伴い、危険・迷惑な行為、環境への影響など利用上の問題が発生しており、今回策定のマナーは、危険・迷惑な行為として日々の巡視で発見・注意、利用者の皆さんから寄せられたご意見の中で、特に多いものを掲げています。

危険・迷惑な行為等は、法律、条例等に定められた行為に該当しない限り、取り締まることは出来ず、従来より太田川河川事務所（河川管理者）や広島市（占用施設の管理者）において、行為者を発見し次第注意喚起等を実施しているところです。

しかしながら、今日に至っても他の利用者のことを顧みず危険・迷惑行為等をされる方が見受けられるため、河川敷地を利用される皆さんに、今一度マナーについて考えていただきたいと、広島市の協力を得て、春を迎え河川敷地の利用者が増加する前に、この度のマナー策定に至ったものです。

【マナー策定の目的】

マナーとは「気遣う」という気持ちです。今回策定したマナーの一番の目的は、個人個人が考えを巡らし行動していただくことで、罰する事を目的としたものではなく、利用者の皆様に今一度マナーについて考えていただきたいという啓発を目的として策定したものです。

なお、マナーは一概にここに掲げたものだけではありませんが、河川敷地を利用する方は、他の利用者や周辺住民に迷惑をかけないように安全で秩序ある利用を心がけて下さい。

【マナー実施について】

今回のマナー策定実施範囲は、広島市内の太田川水系河川敷（高水敷）及び堤防（緑地、遊歩道等含む）としていますが、今後関係市町と連携を図り、太田川水系全域及び小瀬川水系にも拡大していきたいと考えております。

【マナー実施の効果について】

多くの方に「マナー策定」を周知することにより、利用者の方、地域の方にマナーについて再認識をしてもらうことで、利用者、周辺住民の方への危険・迷惑行為等の予防・抑制効果が発揮でき、河川敷の安全で快適な利用に繋がると考えています。

また、利用者の方、近隣住民の方等から寄せられるご意見、日々の巡視結果等を広島市と情報共有を行い、マナー策定後の河川敷地の利用状況、危険・迷惑行為等の状況を集計し、マナー策定の効果を検証していきます。

河川敷利用マナー 8箇条

川を利用するときは、次のことを守り安全で快適に利用しましょう

- ゴミは持ち帰る(ポイ捨て、不法投棄など)
- 迷惑になるような騒音(花火・大声等)を出さない
- 自動車・バイクは、周辺道路への違法駐車及び堤防への乗り入れや駐車はしない
- バーベキューは直火でしない
- 犬の放し飼い・フンの放置はしない
- ゴルフの練習は行わない
- ラジコン飛行機等の使用をしない
- 上記のほか、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしない

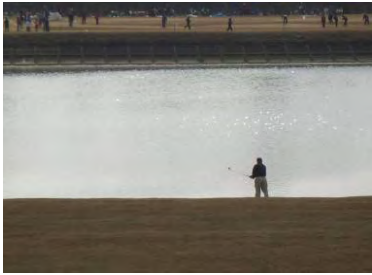
太田川河川事務所
広島市



ゴミの投棄



火気の使用跡(バーベキュー、花火)

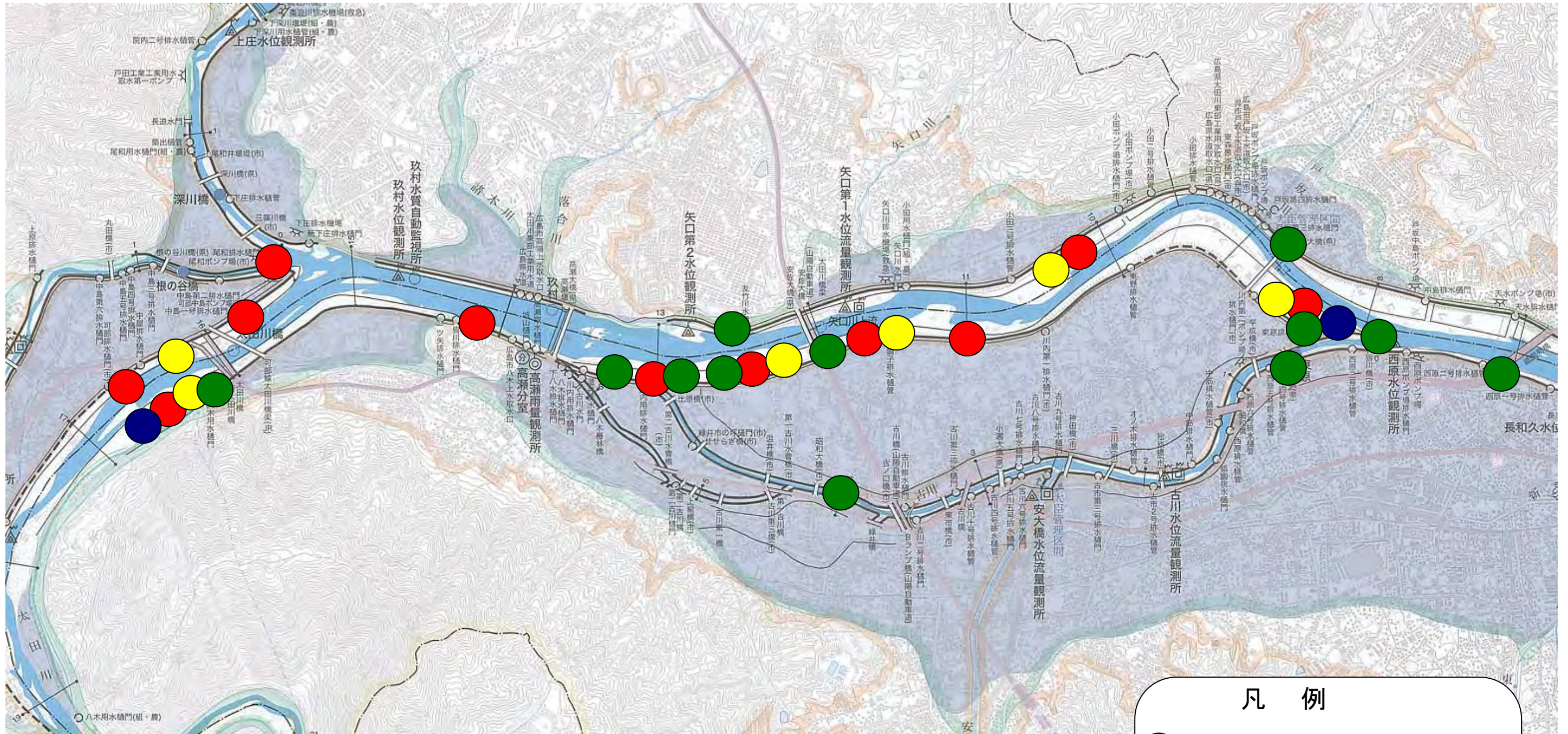


ゴルフの練習



周辺道路への違法駐車及び堤防への乗り入れ駐車

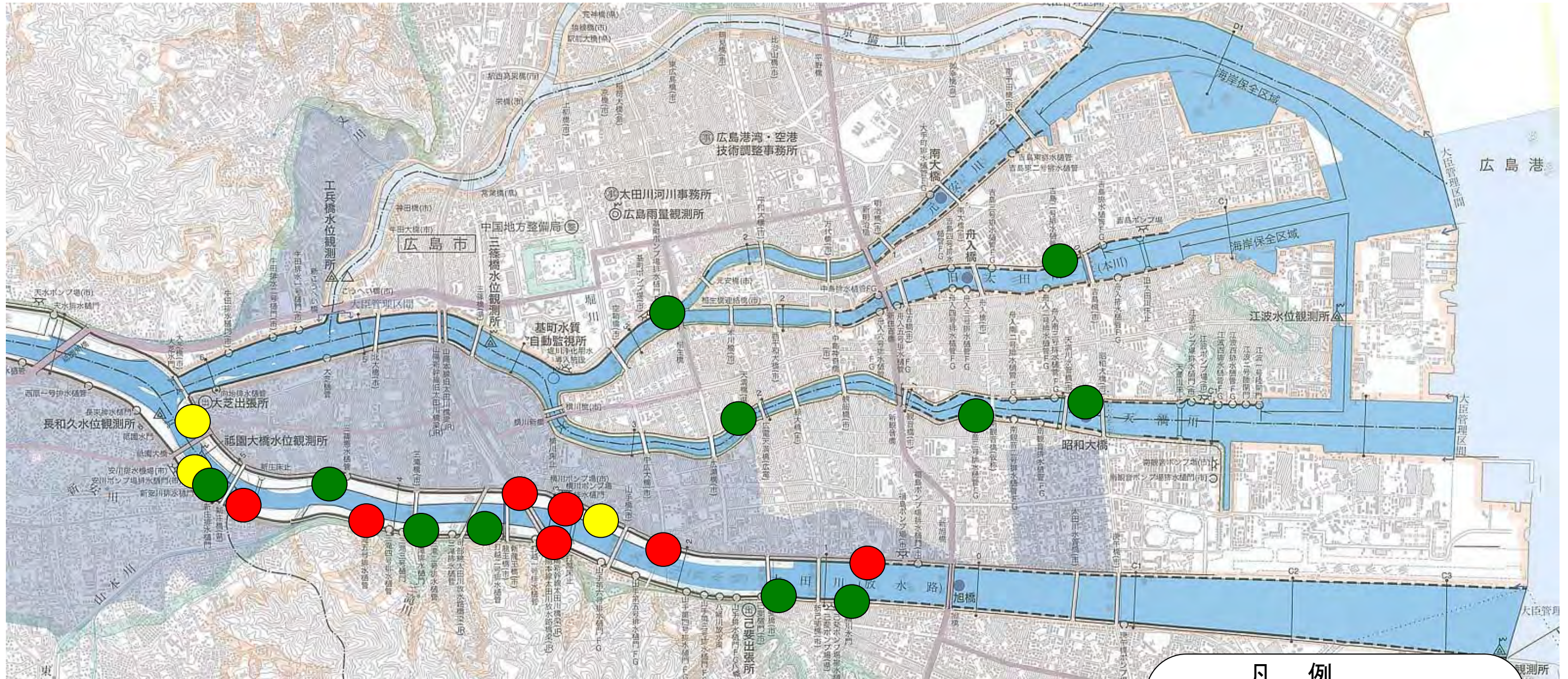
危険・迷惑行為マップ(中流域)



※河川巡視等でよく発見・注意を行う箇所です。
 ※犬の放し飼い、火気の使用は全体的に行われていますが、マップ上では良く目撃する場所等をマーキングしています。
 ※河岸緑地等では、ハトなどへの餌やりによる、フン害についての意見が多くあります(広島市)
 ※ゴミの投棄は河川敷地全域に渡って行われています。

- 凡 例
- ゴルフ練習
 - ラジコン飛行機
 - 犬の放し飼い
 - 火気の使用(花火・バーベキュー)

危険・迷惑行為マップ(下流域)



※河川巡視等でよく発見・注意を行う箇所です。
 ※犬の放し飼いや、火気の使用は全体的に行われていますが、マップ上では良く目撃する場所等をマーキングしています。
 ※河岸緑地等では、ハトなどへの餌やりによる、フン害についての意見が多くあります(広島市)
 ※ゴミの投棄は河川敷地全域に渡って行われています。

凡例

- ゴルフ練習
- ラジコン飛行機
- 犬の放し飼い
- 火気の使用(花火・バーベキュー)

市内派川ゴミマップ (己斐出張所管内)

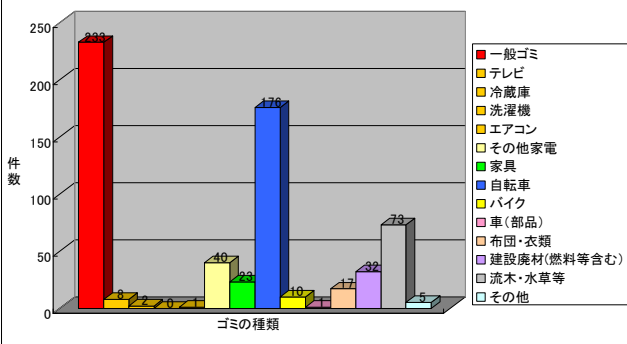
河川パトロールで発見した
ゴミ不法投案件数

約600件

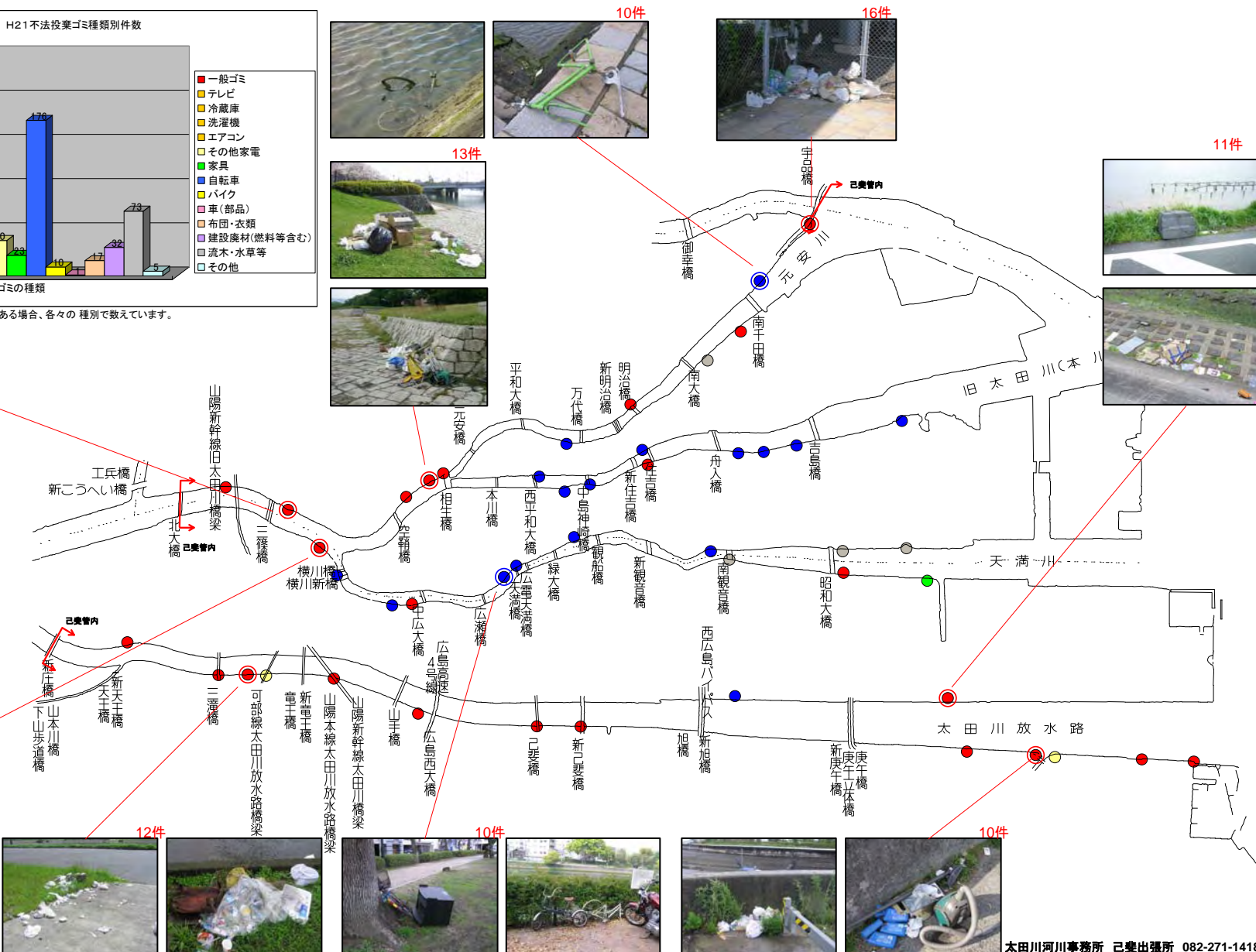
H21. 4~H22. 3

～太田川はゴミ捨て場ではありません～

H21 不法投棄ゴミ種類別件数



注) 1箇所に複数種類の不法投棄がある場合、各々の種類で数えています。

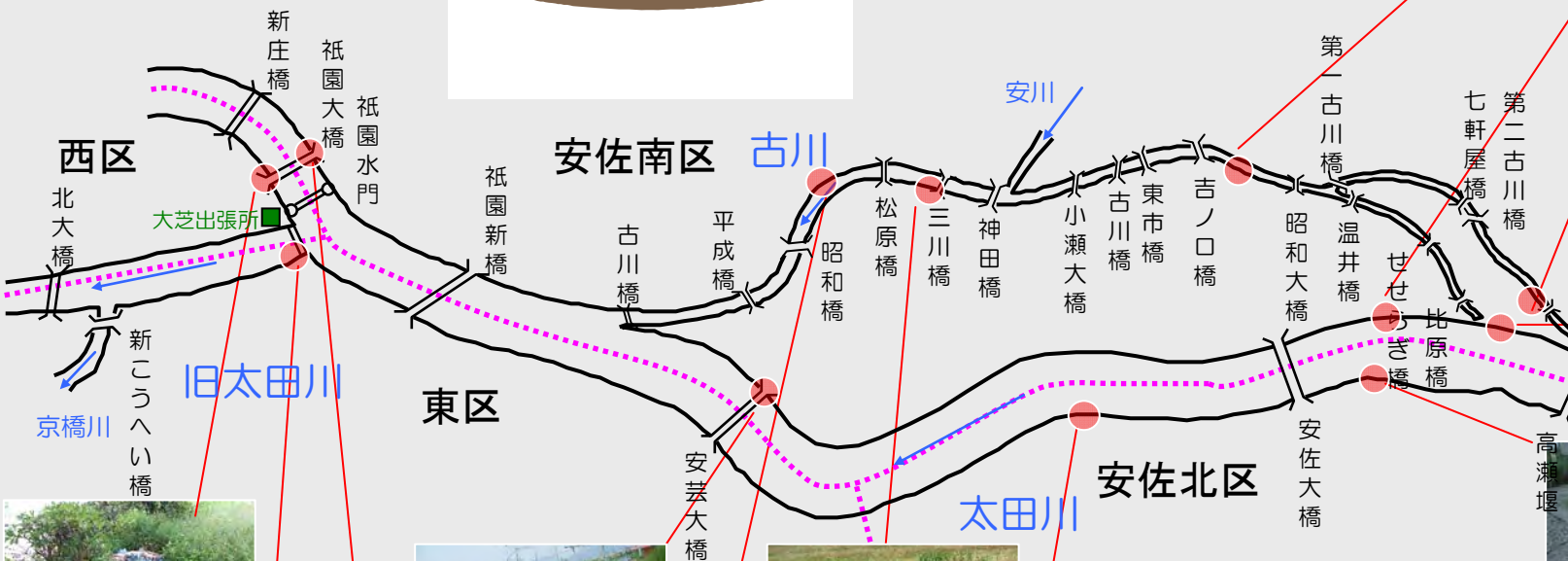
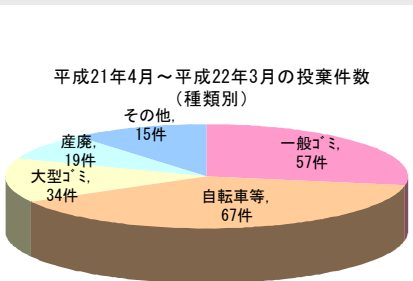


☆大芝出張所管内ゴミマップ

～太田川や古川にはこんなにたくさんのゴミが不法に捨てられています!!～

☆不法投棄ゴミの種類

種類	具体例
一般ゴミ	生ゴミ、雑誌類、空き缶、空き瓶、ダンボール、花火ゴミ・・・等
自転車等	自転車、バイク・・・等
大型ゴミ	テレビ、冷蔵庫等の家電製品、タンス、椅子等の家具類、布団、小型機械、ドラム缶・・・等
産廃	コンクリート殻、廃油、伐木・・・等
その他	上記の分類に属さないもの (例：動物の死骸、流木・・・等)



☆不法投棄を見つけたら
下記までご連絡下さい。

国土交通省 太田川河川事務所
大芝出張所 TEL 237-3404

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ (平成21年度実績)

平成21年度 可部出張所管内 不法投棄発見回数集計表

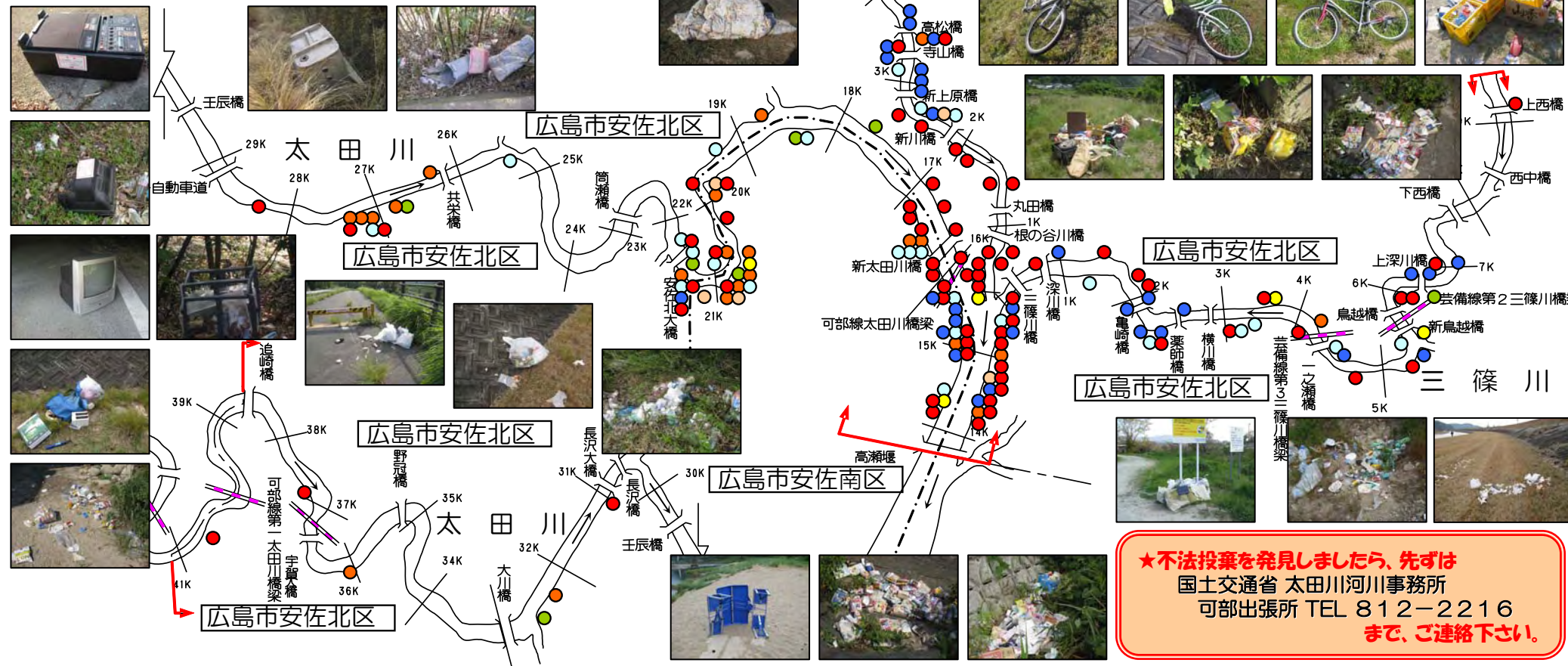
	一般ゴミ	電化製品	家具	自転車	バイク	車	布団衣類	燃料	その他	計
4月	19	1		4			1		5	30
5月	18	2	1	1	2				1	25
6月	13	4	1						5	23
7月	21	7	2	4	2		1		3	40
8月	13			2			1			16
9月	20	2		4	1		1		1	29
10月	5		1	3					3	12
11月	7			4					1	12
12月	7	5	1	2					3	18
1月	15	1		2	1				3	23
2月	10	2	1	3					1	17
3月	8			7					1	16
計	156	24	7	36	6	0	5	0	27	261

このゴミマップは、平成21年度(平成21年4月～平成22年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

注)ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

凡例

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車
- 布団・衣類
- 燃料
- その他



★不法投棄を発見したら、まずは
国土交通省 太田川河川事務所
可部出張所 TEL 812-2216
まで、ご連絡下さい。